フランスにおける映画振興に対する
助成システム等に関する実態調査

報告書

(概要版)

独立行政法人 日本芸術文化振興会 委託事業

令和 3 年 2 月 特定非営利活動法人映像産業振興機構

はじめに

本調査は、独立行政法人日本芸術文化振興会から「フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査」コンソーシアム(特定非営利活動法人映像産業振興機構と公益財団法人川喜多記念映画文化財団により結成)が受託し、同コンソーシアム内の調査・報告書作成チームが中心となり、事務運営管理チームや外部の翻訳者らの協力を得て、実施したものである。

この調査は、「フランスについて、文化政策および文化関係予算の概要、文化政策、文化関係予算および税制における映画振興の位置づけ、映画振興を担当する組織の概要および映画振興への助成システム等の具体的な内容に関する実態調査を行うことにより、当振興会における助成システムの機能強化はもとより、我が国の映画振興に対する助成システムの充実および文化政策の企画・立案に資する」ことを目的としている。

また、本調査の公募時における仕様書では、「文化政策としての映画振興に関して参考にすべき諸外国の助成システム等として、映画を通じた文化発信を積極的に行っているフランスが挙げられるが、助成機関や助成事業の実態については、詳細な把握ができていない現状にある」との課題認識の提示があった。

これらを受けて、本調査においては、フランスにおける国の文化政策や文化関係予算を概観しつつ、映画振興の中心的な担い手であるフランス国立映画映像センター(Centre national du cinéma et de l'image animée。以下、CNC)の組織概要や法的地位、ミッションを明らかにするとともに、劇場公開を目的とした長篇映画に対する助成システムに焦点を絞りながら、創作、製作から公開、ビデオ販売、配信に至るまでのバリューチェーン全般にわたって設定されている支援プログラムの実態を詳細に調査し、併せてこれらのプログラムを運用するために必要となる登録制度や認定制度などの諸制度の内容を明らかにする作業を行った。また、CNCの映画振興策において特に重視されている多様性の推進や地方との連携、主に会計上の適合性や透明性を保証するために実施されているモニタリングや監査・統制の仕組み、プログラム設計の基礎となる統計資料の分析、近年発表された報告書に見る政策提言の論点を紹介するとともに、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響に対する政府の対応および CNC による復興計画についても、調査対象とすることにした。

本報告書で、フランスにおける映画振興の中心的なプレイヤーである CNC の助成システムとその運用実態について、これらを支えている諸制度に関する詳細情報を含め、巨視的な観点から明らかにすることができた、と考えている。ただし、コロナ禍への緊急対応として実施されている復興計画により、今まさに多くの支援プログラムが更新されているさなかにある。また本報告書でも触れたように、CNC と政府・議会、映画業界との間では、さまざまな課題を巡って緊張関係に置かれており、助成システムの今後の姿は予断を許さない状況にあるとも考えられる。とはいえ、日本における映画振興策の充実や今後の企画・立案を図るうえで、フランスの助成システムに関する参照可能なベースとなる情報は、できる限り網羅したつもりである。映画振興に関心を持つ多くの方々に読んでいただけることを期待している。

■第1章

政府の文化政策と映画政策、および映画支援機関との関係

本章では、フランスにおける映画振興に対する助成システムが、どのように設計され、機能しているのかを明らかに していくうえで、その前提と考えられる国の政策や予算、実行主体となる映画支援機関との関係を見ていく。

第1節 政府における文化政策と文化関係予算の概要

本節では、フランスにおける文化政策の中心的な担い手として、1959年に設置された文化省において、当初より文化政策の柱となってきた「文化遺産」「芸術支援」「文化の民主化」という3つの理念の存在を明らかにするとともに、現在においても、この理念が継承されていることを、2020年予算を通して確認する。また、文化省以外の省による予算を概観することにより、フランスの国家予算における文化関連予算の割合を明確にする。

第2節 文化政策における映画政策の位置づけと反映、ならびに映画関係予算の概要

フランスにおける映画振興のための助成システムにおいて、その実行主体となる映画支援機関がフランス国立映画映像センター(Centre national du cinéma et de l'image animée, CNC)である。

本節では、CNCと、所管官庁である文化省との関係を明確にし、国の文化予算全体との関係で位置づける。また、フランスにおける映画政策が文化の振興や保護のための政策の枠を超えていることを、映画やテレビ番組に関する貿易自由化交渉を巡るヨーロッパ・レベルでの文化的例外や文化多様性の議論によって裏付けるとともに、議論の内容が映画支援の基盤となる諸制度やCNCの支援プログラムに反映されている背景を見ていく。

第3節 政府と所管する映画支援機関 CNC との関係を規定する法、ならびに人事に対する権限

CNC は、文化省が設置された 1959 年より産業商業省から文化省へと所管換えが行われ、現在に至るまでその監督下に置かれている。本節では、CNC と文化省ならびに国の諸機関との間の人事や組織体制などにおける関係を明らかにしながら、映画映像法典(Code [脚注 1])の条文を基に、CNC の地位と任務、CNC 総裁の権限と任務、ならびに CNC 理事会の構成と役割を説明していく。

第 4 節 映画製作費の資金調達から見たフランス映画産業の概観と CNC の役割

本報告書では、CNCによる支援プログラムの具体的な内容と、その実施を基盤として支えている制度や措置について 詳述していくが、まず本節では、支援機関としての CNC の機能がフランスの映画産業にとってどのような役割を果たし ているのかをより明瞭にするために、映画作品製作における資金調達がどのように行われているのか、その概観を捉える。 また、フランスにおける長篇映画製作において、自国資本と外国資本それぞれが占める割合を明らかにし、テレビ局に よる映画製作への出資の内容と現在の動向を詳細に検討する。

^{1:}Code (本報告書 (用語集)より)

Code は、フランスにおける法秩序の階層のなかで制定される法などの体系を指し、「法典」と訳される。法 (loi)、オルドナンス (ordonnance。国会の授権による立法)、デクレ(décret(政令)。命令制定権を行使できる大統領または首相によって執行され、共和国大統領デクレ、国務院デクレなどがある)、アレテ(arrêté(行政命令)。大臣、県知事、コミューンの長、その他行政機関による命令、規則、処分などの総称)からなる。

本報告書において Code という略記は、映画映像法典(Code du cinéma et de l'image animée)のことを指し、映画映像法(Partie législative)、映画映像法施行令(Partie réglementaire)、CNC による資金助成の一般規則(Règlement general des aides financières du Centre national du cinéma et de l'image animée。RGA と略す)の3部から構成されている。

■第2章

フランス国立映画映像センター(CNC)について

CNC は、フランスにおける国の映画およびその他の視聴覚メディアに対する中心的な支援機関として、75年の歴史を有している組織である。

そこで、本章ではまず、CNC が取り組んできた活動の概要とそれを支える制度の創設を振り返ることで、CNC の歴史を概観し、つづいて現在の CNC の活動にとって重要な 6 つのミッションを説明する。そして、CNC の支援活動を担っている組織と職員の構成を明らかにするとともに、今回の調査で CNC の窓口役をしていただいた欧州国際関係局長の経歴や現在の取り組みを紹介することで、CNC の幹部職員がどのような考えを持って映画支援の課題に取り組んでいるか、その一端を提示する。

第1節 CNC の歴史と概要

本節では、まず CNC の歴代総裁リストを各総裁の経歴と在任中の主たる業績とともに紹介する。その後 CNC 公式ウェブサイトのページ Les dates-clés du CNC、およびフランス文化省公式ウェブサイトのページ Historie du ministére に掲出されている 60 ans d'action en 500 dates に基づき、CNC の歴史と概要をたどっていく。

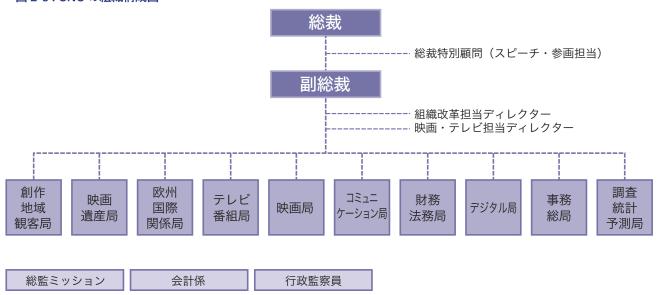
第2節 CNC のミッション

CNC が発行している活動報告書や公式ウェブサイトでは、CNC のミッションを、動詞を見出しとした6つの項目(Soutenir、Réglemeter、Promouvoir-diffuser、Coopérer、Négocier、Protéger)によって分類し、より砕けた表現で分かりやすく伝えている。本節では、この6つのミッションを明らかにし、それぞれのミッションに紐づく活動でありながら、本報告書の他の章節においては十分にカバーしきれない活動やその実態を特記することによって、CNC が所掌する業務の幅と質をより明確にする。

第3節 CNC の組織構成

本節では、CNC において映画支援のための助成プログラムを中心的に担っている映画局について、その活動と局内に置かれた部やミッションの業務所掌について概説するとともに、他局についても同様の説明をしていくことにより、組織全体としての CNC の活動内容を把握していく。

図 2-3: CNC の組織構成図



第4節 CNC の職員構成

本節では、2019 年 12 月 31 日現在の CNC における職員の構成を、2019 年の活動報告書 (*Rapport d'Activité 2019*) を基に、さまざまな指標に従って見ていく。

■第3章

映画支援制度と制度の基盤となる事項

本章では、次章第4章で詳しく紹介される映画支援プログラムを、CNCが設計・実施するにあたり、その実現を基盤として支えている制度や措置について、詳述していく。

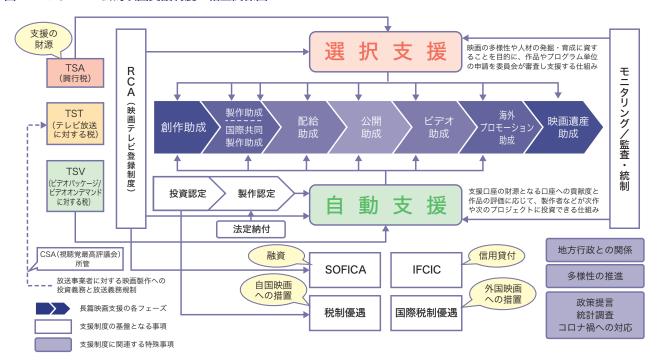
第1節 映画支援制度と関連する基盤事項との関係

◆フランスの公的映画支援の全体像

CNC による映画支援制度は、映画の製作、配給、公開、ビデオ(オンデマンド含む)、海外へのプロモーションから 遺産としての普及に至るまで、一連のプロセスにおける各フェーズに対して、自動支援と選択支援〔報告書本章第5節 に詳説〕という2つの体系に基づいた支援プログラムが構築され、それらのプログラムが相互に補完しあいながら、全 体として映画を持続可能な産業として、また多様性を尊重する文化芸術として支援していくという体制が作られている。

この幅広い支援プログラムを実施するためには、恒常的な財源の確保が必要であるとともに、支援への適格性の保証を目的として、CNCにおける作品の登録や、投資・製作のための認定という前提条件をクリアすることが求められる。また、助成金の給付プロセスにおいて、中間段階、ないしは給付後におけるモニタリングや、事業実施後の会計上の透明性を確認するための監査や統制が制度化されている。

図 3-1: フランスの公的映画支援制度の相互関係図



第2節 支援の財源

フランスにおいて公的な映画支援を行う最も大きな存在は CNC であるが、その活動を支える財源は、CNC にのみ割り当てられている特別税である。

本節では、CNC の主たる財源となっている特別税がどのようにして生まれたか、そして現在この税制はどのように運用されているのかを詳説する。また、特別税以外の財源である業界からの負担金についても、その内容に触れておく。

第 3 節 映画テレビ登録制度(Registres du cinéma et de l'audiovisuel, RCA)

本節では、現代のフランスにおいて実施されている映画作品やテレビ番組の登録制度について、その対象や内容を概説するが、本制度が単に作品の題名やクレジット情報などを記録するだけでなく、証書や契約書など書類を登録することにより、権利保護の機能を果たすとともに、製作資金への融資や公開ライセンス〔脚注 2〕取得の条件になっていることを明らかにする。

第4節 投資認定(Agrément des investissements)と製作認定(Agrément de production)

CNCが実行主体となっているフランスの公的映画支援制度において特徴的なのは、次節で詳述する自動支援というスキームである。このスキームを動かす前提となっているのが、受益者となるプロデューサーが申請に基づいて交付を受ける認定という制度である。

本節では、自動支援による助成を受けるための前提となる投資認定と製作認定という2つの認定制度について、申請者や申請目的、手続きに必要な提出書類などについて、詳説していく。

第5節 自動支援と選択支援

CNC による映画支援プログラムは、異なる仕組みによって運用される2種類の制度によって実行されている。前節において認定制度との関係で触れた自動支援と、専門家による審査に基づき助成が行われる選択支援の2つである。

本節では、第4章における具体的な支援プログラムの説明に先立ち、製作、配給、上映など、映画の各工程において 実施されている自動支援の具体的な要件と、選択支援の特徴を取り上げるとともに、研究者による視点を導入しながら、 両制度を対比的に考察する。

第6節 法定納付(Dépôt légal)

法定納付(国の定める機関への作品納付義務)とは、芸術的、文化的、歴史資料的価値を有する制作物が、適切に後世へ継承されることを保証するための法的制度である。また、制度の設計によっては、検閲や著作権保護とも結びついている。現在、世界の多くの国や地域において法制化されているが、日本においては、現在にいたるまで、映画の法定納付は実質的に実行されてはいない。

本節では、フランスにおける映画の法定納付制度の経緯と内容を解説するとともに、製作認定や公開ライセンスの交付との関係を確認しておく。

第7節 融資制度

自動支援は、映画館の入場税やテレビ局の広告収入などから徴収する特別税を財源とする支援口座によって支えられている制度だが、その額は動員数や広告の出稿量によって大きく左右される。そのため、映画製作における資金調達にとっては、大きなリスクファクターとなってきた。そこで、フランス政府がより直接的に介入する方法として立案したのが、政府主導の下で融資や貸付保証を行う機関の設立であった。

本節では、フランスにおける公的映画支援において、重要な資金調達上のパートナーとなっている融資機関 = 映画テレビ産業融資機構(SOFICA)、金融機関による融資・信用への保証ならびに貸付機関 = 映画文化産業融資院(IFCIC)について概説する。

第8節 税制優遇

フランスでは現在、映画作品の製作やテレビ番組の制作への支援の一環として、自国作品に対する税制優遇と、外国 作品に対する税制優遇という2つの制度を設けている。

本節ではそれぞれについて、受益者、資格を有する作品、対象費用、申請手続きなどを詳説する。

2:公開ライセンス(visa d'exploitation)(本報告書〔用語集〕より)

Code L.第 211 条 1 項により、フランス国内で上映される映画作品は、フランス映画・外国映画、長篇映画・短篇映画、本篇・予告篇の違いにかかわらず、一般公開前に公開ライセンスの交付を受けなくてはならない。映画レイティング委員会(comités de classification と commission de classification の 2 段階がある)の意見を受けて、文化相が決定する。交付は作品が完成し、映画テレビ登録制度(RCA)に登録されていることが前提条件。申請は、一般公開の 1 か月前までに行わなくてはならない。

ライセンスの分類は以下の通り。全ての年齢の観客への上映を許可するライセンス/12歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス/16歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス/18歳以下の未成年への上映禁止を伴うライセンス/ RGA L. 第 311 条 2 項に記載されている映像記録を含むことにより 18歳以下の未成年への上映が禁止されていることに伴うライセンス。これらの映画は、文化相のデクレにより「ポルノ映画、ないしは暴力を惹起するもの」、いわゆる「X」指定として分類される。RGA の条項では、自動支援、選択支援による助成を受けられない対象として、「ポルノ映画ないしは暴力を惹起する作品」が言及されている。公開時期が迫っている作品については、暫定的なライセンスの交付を受けることも可能である。映画祭での上映、非商業的な上映、シネクラブやシネマテークでの上映、公共サービスの一環として行われる上映、病院内での上映、映画館主や劇場経営者が行う無料上映、野外上映についてはライセンスの申請は必要ない。

■第4章

長篇映画に対する支援制度とその運用

本章では、前章第1節の図3-1で示したフランスの公的映画支援制度の相互関係図に従い、支援の対象を主に長篇映画作品に絞り込んだうえで、映画におけるバリューチェーンを、その上流(創作や製作)から下流(配給や公開、ビデオによる普及)へとたどりながら、国際共同製作や海外プロモーション、旧作を対象とする映画遺産への助成も加えて、各フェーズにおいて実施されている支援プログラムを網羅的に紹介し、その内容や手続きの詳細を具体的に説明していく。また、CNCが推進してきた地方における映画振興への協力や、作品の製作や上映、観客によるアクセスにおいて重視される多様性というテーマについては、多くの支援プログラムに通底する理念であることから、本章の最後において、2節を割いて取り上げる。

第1節 CNC による支援制度の概説と長篇映画支援に焦点を当てる理由

CNCによる支援の対象は、長篇や短篇の映画作品から始まって、テレビ番組、デジタル・クリエイション、テレビゲームへと、その範囲を拡張させてきた。コンテンツの制作や普及に直接影響を及ぼす支援については、対象領域を超えたプログラムも多いが、全体として、以下の対象がカバーされている。

表 4-1: CNC の支援プログラムがカバーしているコンテンツ

1. 映画作品				
	長篇映画	 映画作品への支援プログラムには、長篇、短篇単独のプログラムと、両者を共にカバー		
	短篇映画	するプログラムがある。		
2. テレビ番組 テレビ番組はジャンルに応じて以下の5つのプログラム群に分かれているが、これらは 2015 年 2 月 11 日に設置された「ラレビ番組支援基金」(Fonds de soutien audiovisuel, FSA)にて運用されている。				
	アニメーション作品	左の3つのジャンルに対して実施されている支援プログラムには、ジャンルを超えて		
	ドキュメンタリー作品	設置されている「テレビ番組の革新に対する助成基金」(Fonds d'aide à l'innovatior audiovisuelle) が含まれている。この基金からの支援は、執筆段階と開発段階に対して 行われる。		
	フィクション作品			

上記以外のジャンル 3. デジタル・クリエイション

舞台芸術を取り扱った作品

国立図書センター、文化省との連携によるマルチメディアとデジタルアート制作への助成制度(DICRéAM)、デジタル映像 体験に対する助成基金、インターネット・クリエイターへの助成基金、などがある。

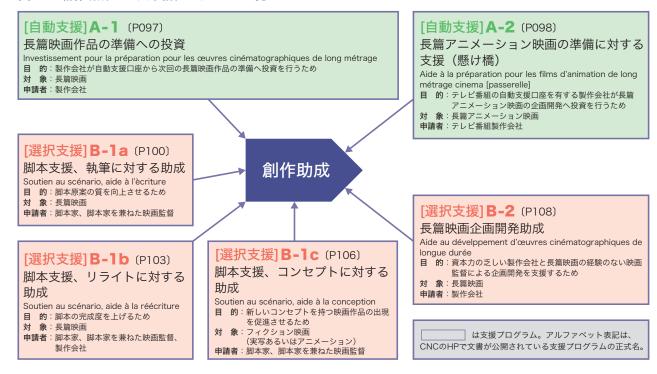
4. テレビゲーム

テレビゲーム助成基金と税額控除の制度がある。

第2節 創作助成

創作助成とは映画製作のごく初期の企画・創作段階に関わる助成を指す。本節では創作に対する2つの自動支援プログラムと、執筆、リライト、コンセプト、企画開発それぞれに対する選択支援プログラムについて詳説する。

図 4-2: 創作助成における支援プログラムの一覧

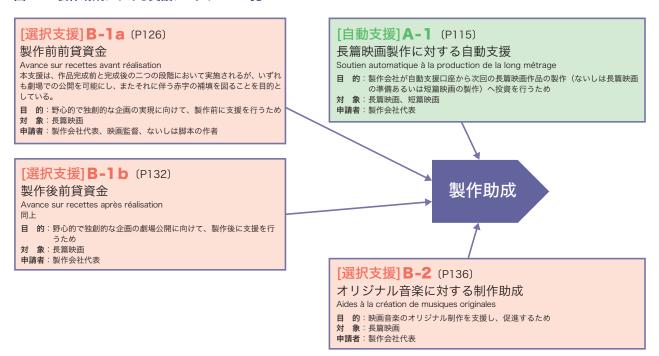


第3節 製作助成

長篇映画の製作に対する自動支援と、製作前、製作後の2つの段階において設定されている選択支援の前貸資金は、いずれもCNCの映画支援制度における2つの軸となる自動支援、選択支援の制度的な理念やプログラムの設計において、基本を形成していると考えられる。

本節では、長篇映画製作に対する自動支援プログラムと、同じく選択支援プログラムとして、製作前と製作後の2つの段階で用意されている前貸資金制度、およびオリジナル音楽の制作に対する助成について、詳説する。

図 4-3:製作助成における支援プログラムの一覧



第4節 国際共同製作助成

CNC では自国内で製作される作品のみではなく、フランスの製作会社が参加する国際共同製作の作品に対してもさま ざまな助成を行っている。これは 本章第11節「多様性の推進」にて説明する、フランス政府の推進する文化政策に起 因するものである。

本節では、フランスの映画支援システムに内在化されている「国際的なミッション」を明らかにすることを目的とする。

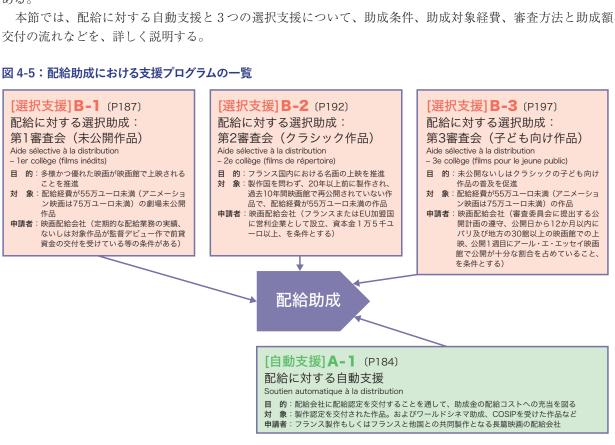
図 4-4: 国際共同製作助成における支援プログラムの一覧

[選択支援] **B-2a** (P160) [選択支援] **B-2b** (P167) [選択支援] B-3 (P175) ワールドシネマに対する助成 ACM (ワールドシネマ) ワールドシネマに対する助成 に対する配給助成 (製作助成) (完成助成) Aide aux cinémas du monde Aide aux cinémas du monde **ACM Distribution** 目 的:アンスティチュ・フランセとの共同事業により、国際 目 的:アンスティチュ・フランセとの共同事 目 的:国際共同製作による作品の配給・流 共同製作への支援を通して、文化多様性の推進を図る。 完成前 (「製作助成」) において付与される。 業により、国際共同製作への支援を通 して、文化多様性の推進を図る。ポス 通の支援と推進 ワールドシネマに対する助成交付を 対 象:外国人監督による、あるいは撮影言語がフランス語で トプロダクションの段階(「完成助成」) 受けた作品を含めた、すべての国際 において付与される。 対 象:外国人監督による、あるいは撮影言語 がフランス語でない長篇映画 共同製作作品 申請者:MEDIA サブプログラム参加国で設立 ない長篇映画 申請者:国際共同製作に関わるフランスの映画製作会社 され、出費分担金の大半を担う企業、 申請者:国際共同製作に関わるフランスの映画 あるいは上記国民により直接保有さ れている企業 製作会社 [選択支援]B-1 (P140) 外国との共同製作(ないしは共同企画開 発) に対する助成 国際共同製作(ないしは国際共同企画開発)による支援メニュ 国際共同製作助成 (共同企画開発、配給助成 を含む)

第5節 配給助成

配給助成とは、映画の配給に関わるさまざまな助成を指す。配給助成にも、他の助成と同様に自動支援と選択支援が

本節では、配給に対する自動支援と3つの選択支援について、助成条件、助成対象経費、審査方法と助成額、助成金

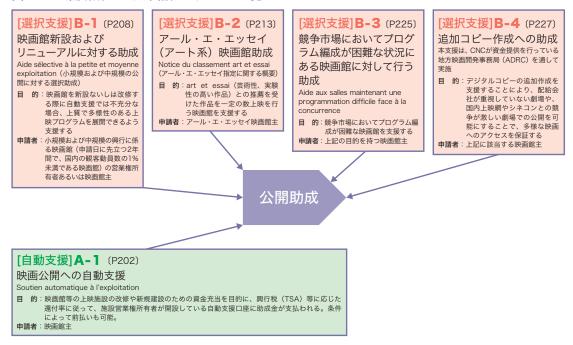


第6節 公開助成

公開助成とは完成した映画の公開に関わるさまざまな助成を指す。映画館の新設、改修、興行に対する支援が主であるが、 デジタル・コピー作成などへの支援もこれに含まれる。

本節では、公開に対する CNC の支援について、自動支援プログラムと 4 つの選択支援プログラムの内容を詳しく紹介することで、さまざまな規模や種類の映画館・上映会場における業者への助成について、その内容を明らかにする。

図 4-6: 公開助成における支援プログラムの一覧

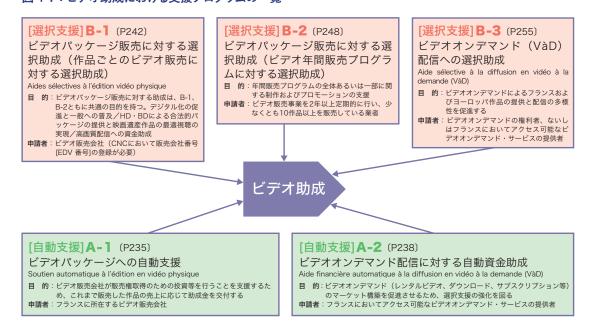


第7節 ビデオ助成

ビデオ助成とは映画作品およびテレビ番組のビデオパッケージ化、オンデマンド配信に関わる自動支援および選択支援を指す。

本節では、ビデオパッケージおよびオンデマンド・サービスに対する CNC の支援について、2 つの自動支援プログラムと、3 つの選択支援プログラムの内容を詳しく紹介することで、映画館以外における映画作品の普及および事業者への助成について、その内容を明らかにする。

図 4-7:ビデオ助成における支援プログラムの一覧

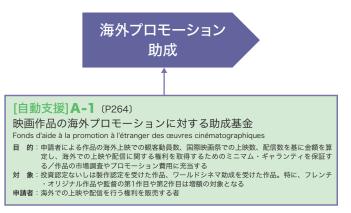


第8節 海外プロモーション助成

海外での販売業者を対象とした助成については、これまで選択支援制度が導入されてきたが、それに代わる仕組みとして、2017年から、映画作品の海外プロモーションに係る新たな自動支援基金が試験導入された。これは海外での上映などの成果に応じて一定の基準で評価をし、フレンチ・オリジナル作品〔脚注 3〕や1作目および2作目への増額措置を含め、次年度以降の上映権購入への補償やプロモーション費用に充当できる金額を助成するものである。

本節では、以上の主旨のもと、海外プロモーションに対する助成基金における助成金の算定方法、対象となる経費、 支払いの流れについて詳述する。

図 4-8:海外プロモーション助成における支援プログラムの一覧

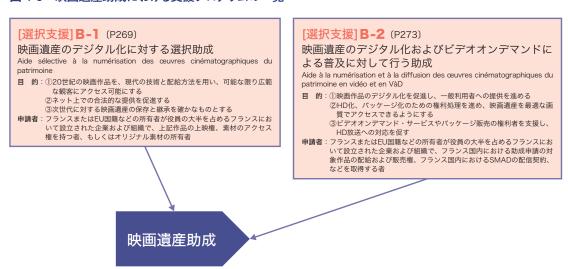


第9節 映画遺産助成

映画遺産助成とは、最新の技術と普及方法(インターネット配信など)によって、より多くの人々が20世紀の映画作品へのアクセスを可能にし、映画遺産の保存と継承を確かなものにするとともに、販売・配信の権利処理を促進し、権利者を適切に支援するための助成である。

本節では、20世紀の作品のデジタル化、HD化、ビデオオンデマンド配信やブルーレイディスクの販売への助成措置を強化することを目的とした2つの選択支援プログラムの内容を紹介することで、フランスにおける映画遺産の保存・継承・活用に関する関心の高さと、上映とは別の普及方法への柔軟な対応についても明らかにする。

図 4-9:映画遺産助成における支援プログラムの一覧



3: フレンチ・オリジナル作品(œuvres d'expression originale française)(本報告書〔用語集〕より) オリジナル版の全篇ないしは主たる部分が、フランス語ないしはフランスの地方言語が使われている作品。

第10節 地方行政との関係

本節および続く11節では観点を変え、映画映像作品を広く国民に届けることを目的としたCNCの支援に焦点をあてる。フランスの地方における映画振興は、中央政府およびCNCと、各地方の団体等との有機的な協力関係の上に成り立っている。本節では、フランスの地方における文化政策一般と、映画振興に関する具体的施策について述べる。

第11節 多様性の推進

本節ではフランスにおいての映画映像を含む文化政策に関する「多様性」についての捉え方と、万人の映画映像への関与推進のための試み、また映画映像作品の多様性を保つための施策を中心に概観する。

■第5章

モニタリングと監査・統制

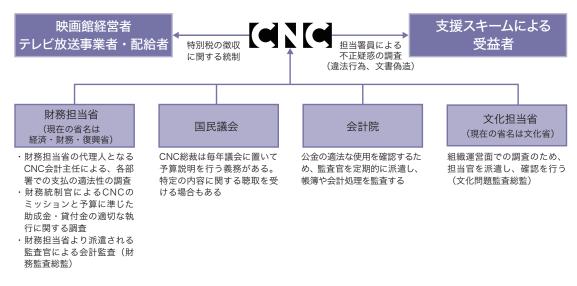
第1節 CNC の支援プログラムに対するモニタリングのありかた

CNCの支援プログラムでは、自動支援制度においては、認定委員会や専門家委員会が口座名義人の次回作や次のプロジェクトが投資にふさわしいかを審査し、選択支援制度においては、審査委員会が助成金申請に対しての審査を行う。本節では、自動支援および選択支援、それぞれのプロセスに合致した適切な「監査」「査定」のあり方について詳説する。

第2節 監査・統制による会計の透明性の保証

CNC が数多くの支援プログラムによって映画支援を行うなかで、その遂行に関する会計上の監査や管理運営上の統制は、きわめて重要な課題である。本節では、CNC による徴税に対する統制と、製作・公開に関する会計の透明性を保証する仕組みを説明するとともに、政府からの CNC に対する監査・統制について概説する。

図 5-2: CNC の映画支援スキームの遂行と組織運営に関係する監査・統制の仕組み



■第6章

政策提言、統計調査、復興施策

第1節 映画支援に対する政策提言

フランスでは、CNC を主体とした映画への公的支援制度の改善や、映画産業全般への規制に対する制度改革を通した 課題解決について、CNC や文化省などの政府機関や関係団体による報告書などを通した提言が頻繁に行われ、メディア やアカデミズムにおいても活発な議論が交わされることが多い。

本節では、近年発表された3つの報告(委託者はそれぞれ、CNC、文化省、財務省、行動・公会計省の三省、国民議会)について、特に重要と思われるポイントを抜き出し、議論の内容とその背景を紹介するとともに、報告に盛り込まれた提言や勧奨に対する業界関係者の反応や、国およびCNCの対応についても追っていく。

第2節 CNC の支援制度を支える統計調査

CNC の任務を規定している Code L. 第 111 条 2 項において、冒頭に記されている任務とは、映画界の動向の観察と、そこで得た情報の公開であることが明記されている。

本節では、CNC 調査統計予測局の活動を紹介することを通して、CNC がこの「観察」の結果として得られる情報を、映画支援のためのさまざまなプログラムを支える制度の設計と運用に必要なデータとして統計資料として整理・分析している実態を明らかにする。

第3節 フランス映画界におけるコロナ禍復興施策

CNC は補償・支援策を打ち出してきた。2020年9月には大規模な復興計画をCNCが発表。以後もつけ加えられている。それに先立ち、2020年前半にも政府やCNCから特別措置が随時発表されてきた。本節では、2020年末の段階でのCNCによる「映画およびテレビ部門における復興計画」を中心に、コロナ禍のフランスにおける特別支援施策を紹介する。

■資料集1

映画と映像に関する法典(目次)

法典(Code)とは、一般的には、特定の法分野において体系的に編成された成文法の集成のことをいう。フランスでは、映画に関する法や政令などが、1956年に映画産業法典(Code de l'industrie cinématographique)としてまとめられたが、2009年7月24日のオルドナンス 2009-901により、フランス国立映画センターがフランス国立映画映像センターに名称変更された際に、上記の法典は映画映像法典(Code du cinéma et de l'image animée)として再整備された。

資料1は、同法典の全体像を概観できるよう、映画映像法 (Partie législative)、映画映像法施行令 (Partie réglementaire)、CNC による資金助成の一般規則 (Règlement general des aides financières du Centre national du cinéma et de l'image animée。RGA と略す) の3部で構成される法典の目次を翻訳したものである。

【報告書では、以下に映画と映像に関する法典(目次)を掲載】

■資料集 2

CNC による支援プログラムならびに関連プログラムのタイトル一覧

資料 2 は、CNC の公式ウェブサイト上で professionnels のバナーの下に掲載されている aides et financement の全てのプログラムを列挙したものである。

【報告書では、以下に CNC による支援プログラムならびに関連プログラムのタイトル一覧を掲載】

■資料集3

CNC 年鑑 2019 年版 第 6 章第 1 節公的資金(全訳)

(原文 p. 251-273)

資料 3 は、CNC が毎年発行している Bilan の 2019 年版(n° 342 - mai 2020 bilan 2019)より、第 6 章第 1 節(chapitre six ACTION PUBLIQUE 6.1 Les financements publics)を全訳したものである。Bilan とは、CNC が取得した統計データの分析に基づき、該当年度の映画、テレビ、その他オーディオビジュアルに関する業界の状況を概観した年鑑であるが、本節では、映画に対する公的支援プログラムの実施内容、財源、助成金の給付実態をはじめ、税制優遇や多様性の推進、地方団体との協力など、支援に関連する内容が網羅されている。

【報告書では、以下に CNC 年鑑 2019 年版 第 6 章第 1 節公的資金(全訳)を掲載】

■用語集(50音順)(本概要版報告書の脚注文は、その一例である)

本報告書に登場する専門用語、技術用語、固有名詞で、頻出語やキーワードと思われるもの全95項目について解説する。なお、報告書第1章~第6章において該当項目が登場する際には、節ごとの初出時に限り、項目を太字にし、〔用語集〕と注記している。

内容(ここでは概要版の参考に、本報告書の目次をそのまま掲載する。)

はじめに				
内容(目》	欠)			
				
第1章 〕	政府の文化政策と映画政策、および映画支援機関との関係			
第1節	政府における文化政策と文化関係予算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第2節	文化政策における映画政策の位置づけと反映、ならびに映画関係予算の概要・・・・・・	11		
第3節	政府と所管する映画支援機関 CNC との関係を規定する法、ならびに人事に対する権限・・・			
第4節	映画製作費の資金調達から見たフランス映画産業の概観と CNC の役割 ······	· · · · · · · · · [
第2章	フランス国立映画映像センター(CNC)について ······	26		
	CNC の歴史と概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第2節	CNC のミッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38		
第3節	CNC の組織構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第4節	CNC の職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 5(
第3章	映画支援制度と制度の基盤となる事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 54		
第1節	、 			
第2節	吹画又援制度と関連する基盤争項との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5/		
第3節	映画テレビ登録制度(Registres du cinéma et de l'audiovisuel, RCA)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第4節	投資認定(Agrément des investissements)と製作認定(Agrément de production)・・・	69		
第5節	自動支援と選択支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 73		
第6節	法定納付(Dépôt légal)····································	77		
第7節	融資制度 •••••			
第8節	税制優遇 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86		
第4章	長篇映画に対する支援制度とその運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92		
第1節	CNC による支援制度の概説と長篇映画支援に焦点を当てる理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第2節	創作助成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96		
第3節	製作助成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
第4節	国際共同製作助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第5節	配給助成			
第6節	公開助成			
第7節	ビデオ助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第8節	海外プロモーション助成 ······· 映画遺産助成 ·······			
第 9 節 第 10 節	- 映画退産助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	「 ・			
	モニタリングと監査・統制 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥			
第1節	CNC の支援プログラムに対するモニタリングのありかた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	291		
第2節	監査・統制による会計の透明性の保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	296		
第6章 ፲	攻策提言、統計調査、復興施策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	304		
	CNC の支援制度を支える統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第3節	フランス映画界におけるコロナ禍復興施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
713 0 241				
資料集1	映画と映像に関する法典(目次)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
資料集2	CNC による支援プログラムならびに関連プログラムのタイトル一覧 …	368		
資料集3	CNC 年鑑 2019 年版 第 6 章第 1 節公的資金(全訳)(原文 p.251-273)····	372		
∠ m==#-		004		
	> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
おわりに		•••• 407		

フランスにおける映画振興に対する 助成システム等に関する実態調査 報告書(概要版)

[委託元] 独立行政法人日本芸術文化振興会

〒 102-8656 東京都千代田区隼町 4-1 https://www.ntj.jac.go.jp

[受託先] 特定非営利活動法人映像産業振興機構

〒 104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 https://www.vipo.or.jp/

発行日令和3年2月

無断複写・転載はお断りします。